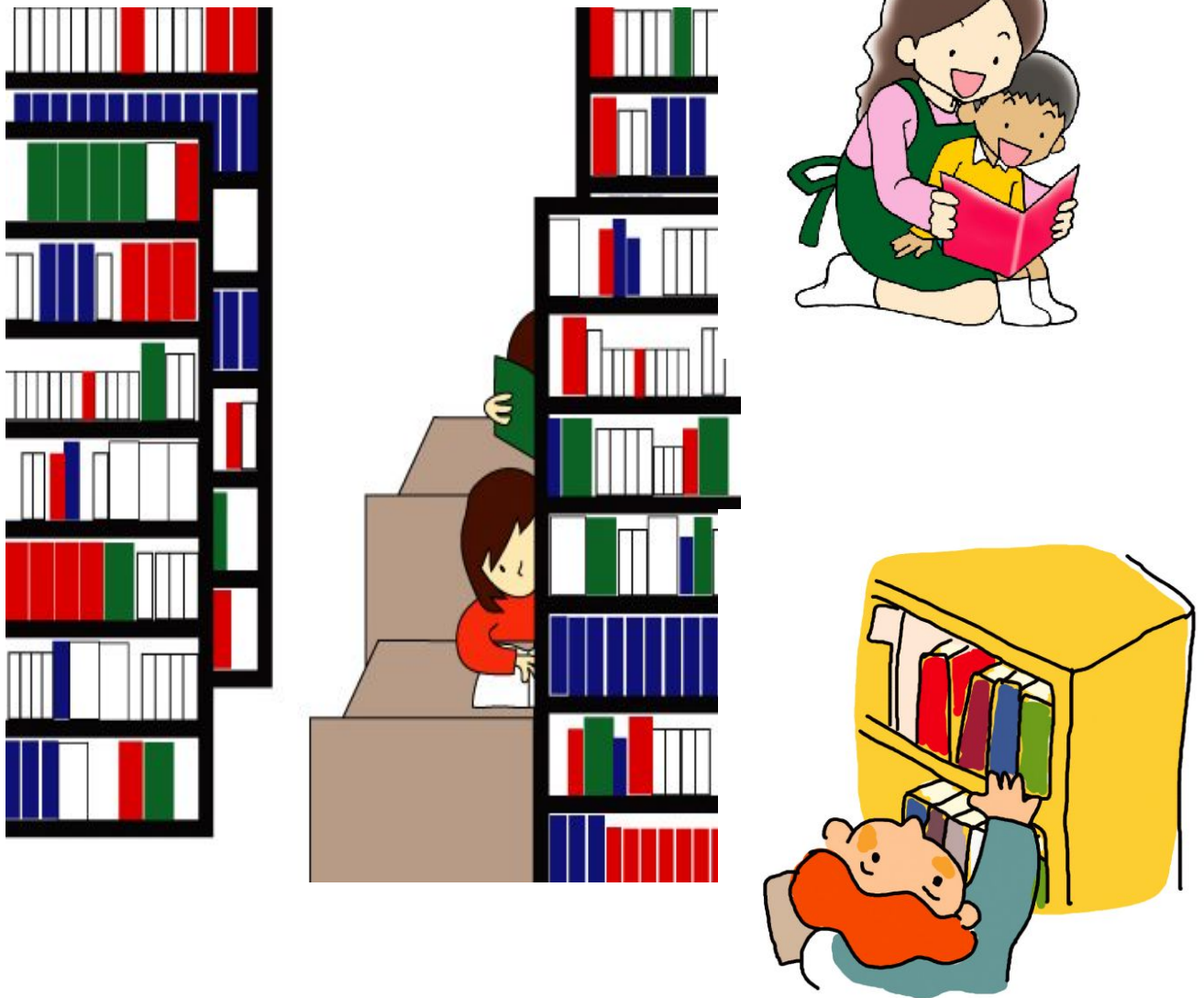


檜原市子ども読書活動推進計画

子どもの未来をひらく～本が育む豊かなころ～



檜原市教育委員会

は じ め に

子どもが成長していく過程においては、家庭や学校生活の中で、あるいは地域社会の中での“実体験”がとても重要です。子どもは、様々な体験を通して多くのことを学び、それを糧にして成長していきます。

しかしながら、家族や地域社会の形態が多様化し、人と人との関わりが希薄になった現代社会においては、子どもに様々な体験をさせることは大変難しくなっています。

また、多様な情報メディアの普及により、ありとあらゆる情報が氾濫し、子どもたちの生活にも少なからず影響を与えています。

このような環境が子どもたちのコミュニケーション能力の低下、集中力がない子どもの増加等につながっているのではないかと指摘もなされており、学力、特に国語能力の低下も懸念されているところです。

子どもにとって読書とは、様々な実体験にかわるもので、本は、『心の栄養』と言われているのです。子どもは、本を読むことにより、その本の中で主人公に共感し、あるいは一体化することで、想像力がふくらみ、喜怒哀楽の感情表現が豊かになっていきます。そこから勇気や知恵、思いやりの心を学び、それが生きる力につながっていくのです。

国は、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布施行、翌年に策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」に沿って、様々な取組を進めています。

本市においても、「檀原市子ども読書活動推進計画」を策定し、本市の子どもたちが本に触れ親しむ機会を作り、読書ができる環境を整えるために、ご家庭や地域の皆さまと共に手を携え包括的な取組を行っていきたいと考えます。

なお、この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました方々、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の方々に厚くお礼申し上げます。

本は、子どもたちのために、豊かな心を育み、素晴らしい未来を拓いてくれることでしょう。

平成20年2月

檀原市教育委員会

目 次

第1章	子ども読書活動推進計画策定の趣旨	2
(1)	推進計画策定の経緯	2
(2)	推進計画策定の目的	2
(3)	計画の期間	2
第2章	基本方針	3
(1)	子どもの読書活動推進のための目標	3
(2)	子どもの読書活動推進の基本方針	3
第3章	推進のための具体的方策	3
(1)	家庭における読書活動の推進	3
(2)	地域における読書活動の推進	4
〈1〉	市立図書館	4
〈2〉	地域文庫・ボランティア	5
(3)	学校・幼稚園・保育所（園）における読書活動の推進	6
〈1〉	小・中学校での読書活動の推進	6
〈2〉	学校図書館	7
〈3〉	幼稚園・保育所（園）での読書活動の推進	7
第4章	推進のための諸条件の整備と充実	8
(1)	市立図書館と学校図書館の連携	8
(2)	市立図書館と幼稚園・保育所（園）の連携	8
(3)	関係機関・地域・ボランティアの連携	8
第5章	推進のための啓発・広報	9
第6章	推進体制	9
	橿原市子ども読書活動推進イメージ図	10

第1章 子ども読書活動推進計画策定の趣旨

(1) 推進計画策定の経緯

『子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。』とは、平成13年に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」の基本理念です。

高度情報化社会の到来とともに、生活の形態や環境が急速に変化した近年、子どもの「読書離れ」や「活字離れ」が指摘され、更には「国語力の低下」まで懸念されるようになりました。国においては、読書活動が子どもの健全な心と体の発達に重要な役割を果たすものとして、子どもの読書活動を支援するために、平成12年を「子ども読書年」と定め、さらに翌13年12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定、その中で国及び地方公共団体の責務が明記されました。そして、平成14年8月に、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定、奈良県においても、平成15年7月に「奈良県子ども読書活動推進計画」が策定されました。

本市では、このような国や県の基本計画を踏まえ、「橿原市子ども読書活動推進計画」の平成19年度での策定に向けて検討を行ってきました。

(2) 推進計画策定の目的

子どもの豊かな心を育む読書活動を促進するため、基本方針を定め、関連する施策に総合的かつ体系的に取り組むことを目的として策定します。

(3) 計画の期間

平成20年度からおおむね5年間とします。

第2章 基本方針

(1) 子どもの読書活動推進のための目標

1. 子どもが読書に親しむための機会の提供

子どもたちが身近なところで読書に親しむことができるように、家庭、学校、地域が連携し、さまざまな機会や場所を提供できるように積極的に取り組みます。

2. 子どもの読書活動を促進する環境の整備・充実

子どもたちに読書の楽しさを伝えるために、市立図書館と学校図書館が核となって子どもたちの読書活動を促進するための環境の整備・充実に努めます。

3. 子どもの読書活動についての啓発

子どもの読書活動の重要性について、理解と関心が深まるように啓発広報活動を充実させます。

(2) 子ども読書活動推進の基本方針

1. 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

子どもたちの生活エリアにおいて読書に親しむことができる環境を作るため、市立図書館、地域で子どもの読書活動にかかわるボランティアや市民団体、地区公民館が協力し、行政と市民の協働による子どもの読書活動の推進に取り組みます。

2. 学校・幼稚園・保育所（園）における読書活動の推進

子どもの生活の中心である学校・幼稚園・保育所（園）においては、教育・保育の中での読書指導の充実と小・中学校の学校図書館の充実、幼稚園・保育所（園）での絵本の部屋等の充実を図り、子どもの自主的な読書活動を育むための取組を行います。

3. 各機関の連携・協力体制の整備と啓発活動の推進

市立図書館を中心とした行政と家庭、地域、学校、幼稚園、保育所（園）、関係機関、ボランティアがそれぞれ連携し、さまざまな機会を通して子どもの読書活動を支援するための協力体制を確立し、子どもの読書の重要性について理解と関心を深めるための啓発活動を推進します。

第3章 推進のための具体的方策

(1) 家庭における読書活動の推進

(現状と課題)

家庭は、子どもの生活の基盤であって、その成長のうえで最も重要な役割を果たす場所です。読書習慣を身につけていく上でも、家族とのふれあいや様々な体験が大きな役割を果たします。

核家族化が進み、家族の形態も大きく変わった今日、家庭における子どもの生活時間は、学習塾や習い事で埋められ、少ない遊び時間の中心は専らテレビゲームで占められています。混迷する社会情勢のなかで、常に時間に追われる生活では、IT機器や携帯電話が普及し、その結果、大人も子どもも活字に触れる機会が大変少なくなりました。特に中高生の携帯電話やインターネットの過剰な利用が問題となることもあります。

子どもは、家庭内での会話やふれあいを通じて言葉を覚え、本を読むことにより表現力を養い、感性を磨きます。特に、乳幼児期における絵本の読み聞かせは、子どもの言葉や考える力の発達に大きく関わり、そして何より家族とのふれあいの中から、情緒豊かな心が育まれていきます。

絵本には子どもだけでなく大人の心も和ませる魅力がたくさんあります。家庭の中で、たとえわずかな時間でも家族で絵本を楽しむ等、読書時間を共有することの大切さを伝えていくことが課題になります。

(具体的な方策)

- ブックスタート^(※)の取組として、健康増進課と市立図書館が連携、ボランティアの協力を得て、乳幼児に絵本と子育てについての話のコーナーを設けます。
- 市立図書館において「絵本の時間～赤ちゃんといっしょに～」と題して、絵本を通して赤ちゃん和家人がいっしょに参加できる行事を行います。
- 「親と子のふれあい広場」^(※)において、おはなし会や読書に関連する行事を行います。

(※) ブックスタート…赤ちゃんとその保護者に絵本や子育てに関する情報・資料を手渡し、絵本を介して心ふれあうひとときをもつきっかけをつくる活動

(※) 親と子のふれあい広場…市の子育て支援事業(児童福祉課)0歳から就学前の子どもと保護者を対象に、市保健福祉センター南館1階において、平日の午前9時から午後5時まで、子どもと一緒に楽しく過ごせるスペースを提供している。(親子で手遊びや体操、保育士と一緒に遊ぶ「元気ランド」、誕生会、季節の行事、子育て講座や特別講座などを開催)

(2) 地域における読書活動の推進

〈1〉市立図書館

(現状と課題)

市立図書館は、市民の読書活動の中心となる施設です。平成18年7月に開館10周年を迎え、蔵書数は開館当初の目的でありました10年目に蔵書数30万冊を達成しました。児童書は約9万冊となっています。ちょうど市域の中央部に位置しており、市文化ホール(万葉ホール)との複合施設であり、県下でも高い利用率を誇っています。しかしながら、市の北部や南部については利用率が低い地域も多く、子どもが利用したくても、大人と一緒に来館するという考えれば、市全体において利用を促進

していくことが大切です。

厳しい財政状況により分館の設置が困難な現況においては、地区公民館図書室（コーナー）とどのように連携していくかが大きな課題です。

また市立図書館では、学校や地域の文庫、市民グループに対して^(※)団体貸出を行っていますが、団体貸出用の資料を充実させるとともに、有効に利用してもらえるように弾力的な運用を行なうことが必要です。

（具体的な方策）

- 児童サービス担当者が中心となり、絵本・児童書コーナーの充実に努めます。
- 乳幼児、小学生、中高生向けにそれぞれブックリストを作成し、読書案内の充実を図ります。
- 団体貸出用資料の充実を図ります。
- 図書館職員の児童サービスについての研修を充実させます。
- おはなし会、ストーリーテリング、親子で参加できる行事等を通して子どもたちが本に触れ、親しむ機会を提供し、読書活動を奨励します。
- 小学校の社会見学や中学校・高校の職場体験、インターシップを積極的に受け入れ、児童・生徒の図書館への関心が深まるように努めます。
- 地区公民館図書室の図書室（コーナー）の利用促進のため、団体貸出や「おはなし会」等の支援活動を行います。

（※）団体貸出・・・本市内に所在する地域文庫、学校、官公署、社会教育団体、会社及び読書団体等の団体（構成員10名以上）について、団体貸出申請により図書館資料の館外利用ができるサービス

〈2〉地域文庫・ボランティア

（現状と課題）

本市における地域文庫は、市内各地域において、その地道なボランティア活動により、地域での子どもの読書の場として根付いています。さまざまな行事を取り入れる等、より本に親しむことができる機会づくりに取り組まれており、市の乳幼児健診時には、絵本紹介コーナーのボランティアとしても協力していただいています。

また、図書に関わるボランティアの自主グループにより、市立図書館でのおはなし会や、学校・幼稚園等へのおはなしの配達等の活動が行われています。

地域の文庫や図書ボランティアは、子どもの読書活動を推進するためにはその活動に期待するところが大きく、子どもが身近なところで本を手にして読書に触れることができる場所として、地域で子どもを守り育てていくうえでも、その活動は重要な役割を担っていると言えます。

今後も子どもの地域での読書活動の基点となるように、新たな人材育成に向けての

取組が課題となります。

(具体的な方策)

○市立図書館は、地域文庫や図書ボランティアと情報交換を図りながら、交流行事等の活動を支援します。

(※) 文庫…個人やグループが、家庭や集会所で地域の子どもや大人を対象に本の貸出やおはなし会、読書会などの読書活動を行っている任意団体。

(3) 学校・幼稚園・保育所(園)における読書活動の推進

〈1〉小・中学校での読書活動の推進

(現状と課題)

檀原市の小・中学校において児童・生徒の読書活動について平成19年7月にアンケート調査を行った結果、全国学校図書館協議会アンケート調査の結果と同様に、学年があがるにつれて本から遠ざかる傾向が見られました。ただ、小学生のうち、1冊も読まなかった子どもたちの割合(不読者率)が、全国的な状況よりも抑制された結果を得ました。本を読む理由を問いかける質問に対して、学校での朝の読書タイムを挙げた子どもたちの割合が高かったことと併せ見ても、市内の小中学校の9割が実施している朝の読書タイム等の読書活動への取組が成果を挙げつつあることが認められます。

学校教育では、国語科や総合的な学習、またその他の教科学習に学校図書館を活用し、授業を通して読書の楽しさや図書の素晴らしさを子どもたち自身の内部に育てゆく取組を行っています。また、朝の読書タイムやおはなし会等のさまざまな読書行事にも取り組んでおり、自らすすんで本を手にとろうとする子どもたちの数を増やしています。

子どもたちが自由に学校図書館を利用できる環境を作るためには、^(※)司書教諭や図書館担当者による読書案内や読書指導を充実させることが大切です。しかしながら、司書教諭は学級担任や教科担当との兼務で、図書館の業務に携わる時間の確保が限定されている現状があります。

子どもたちが感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で、読書は欠くことができません。読書の楽しさを知り、図書に親しみを感じるようになった子どもたちに、学年が上がっても読書が続けていく習慣をつけるための方策が必要となります。

すべての子どもが同じように読書を体験できる環境を整えることが大切です。

(具体的な方策)

○読書推進活動の一環として、朝の読書タイムやおはなし会などの実施の確保に努めます。

- 学校図書館の開館時間の拡大に努めます。
- 司書教諭や図書館担当者が専門性を深められるよう、研修会や研究会への派遣等に努めます。
- 司書教諭や図書館担当者が子どもの読書活動を推進できるよう、環境の整備に努めます。
- 特別に支援を要する子どもの読書活動の支援に努めます。
- 図書委員の活動や「図書新聞」等、子どもたちの自発的な活動を促進するための指導に努めます。

(※) 司書教諭…学校図書館法で「学校には学校図書館の専門的職務を掌らせるため司書教諭を置かねばならない」と規定されており、平成9年の改正により、平成15年から全国の12学級以上の小・中・高等学校に司書教諭の配置が義務付けられました。

〈2〉学校図書館

(現状と課題)

学校図書館には、子どもの自由な読書活動を促すための場所としての機能と、自主的で意欲的な学習を支援する情報基地的な機能が求められています。

図書の配架を工夫したり、読書や調べ学習のスペースを作ったりすることが、子どもたちの自主的な読書活動を促すことにつながります。

しかしながら、蔵書数をみると、平成17年度末の各学校の蔵書冊数は文部科学省^(※)学校図書館図書標準に対し、これを達成している学校はなく、今後は文部科学省の「学校図書館図書整備5ヵ年計画(3次目)」を受けて、廃棄すべき老朽図書を更新するための冊数をも含めて、計画的に蔵書の整備を進めることが必要です。

また、学校図書館が「学習・情報センター」としての機能を十分に果たすためには、コンピュータによる蔵書検索や情報収集が可能になるように、学校図書館へのコンピュータの設置、蔵書のデータベース化、インターネット接続等が望まれます。

(具体的な方策)

- 図書リストの作成や配架の工夫等により、魅力的な読書環境の整備に努めます。
- 文部科学省学校図書館図書標準の達成率の向上を図ります。
- 蔵書のデータベース化・情報化にむけて、調査・研究を行います。

(※) 文部科学省学校図書館図書標準…平成5年に、学校図書館の充実を図るため、小中学校において図書を整備する際に目標となる学校図書館蔵書冊数を学校規模に応じて設定した基準。

〈3〉幼稚園・保育所(園)での読書活動の推進

(現状と課題)

幼稚園・保育所（園）においては、保育のカリキュラムの中で絵本の読み聞かせ等を行っており、絵本の部屋を設けたり、絵本の定期的な購読、貸出も行っています。

また、ボランティアの協力を得ておはなし会を行事に取り入れる等、子どもたちの読書体験の導入期としての重要な役割を果たすべく取組を進めています。

今後は、保護者に対する啓発や読書指導への取組が課題となります。

（具体的な方策）

- 子どもたちが自由に絵本に触れることができる環境の整備に努めます。
- 保護者に対する啓発と読書指導に努めます。

第4章 推進のための諸条件の整備と充実

（1）市立図書館と小中学校・学校図書館の連携

子どもの読書活動を推進していくためには、市立図書館と各学校図書館、各教室の連携は欠かすことができません。総合的な学習の時間や調べ学習、また社会見学や職場体験学習、団体貸出など様々な場面で、学校と市立図書館との関係は、より密接になってきています。それぞれの現状における課題や問題がある領域について、情報交換を密にし、選書支援など相互協力により少しでも課題を克服して前進できるように、連携体制を強化します。

（具体的な方策）

- 市立図書館から学級や学校図書館に対して、団体貸出の充実を図ります。
- 教室での授業や学校図書館活動に役立てられるよう、市立図書館の書誌データを提供したり、郷土資料室の蔵書を充実するよう努めます。
- 子どもの読書ニーズ等情報の収集と共有に努めます。

（2）市立図書館と幼稚園・保育所（園）の連携

市立図書館は、学校教育課・児童福祉課、各幼稚園・保育所（園）とそれぞれ情報交換を密にし、団体貸出を活用し、絵本や読書に関する行事の支援を行います。

また、保護者に対する啓発のための資料を提供します。

（具体的な方策）

- 市立図書館において、団体貸出用に大型絵本や紙芝居等の充実を図ります。
- 市立図書館から幼児向けのブックリストや保護者向けの読書案内を提供します。

（3）市立図書館、関係機関、ボランティアの連携

全市的に子どもの読書活動を推進していくためには、子どもが安全な環境で日常的に読書に親しめるような機会と場所を提供することが必要となります。

そのためには、市立図書館、学校、関係機関、ボランティアが連携し、自治会や地区公民館、PTA、市民団体の協力を得て、子どもの読書スペースを提供し、保護者や地域住民への理解を深めるための啓発を行い、協働して読書環境の整備を図っていくことが大切です。

(具体的な方策)

- 市立図書館において、図書館や地域、学校等で活動していただけるボランティアを募集、育成し、共に地域での読書活動を推進していくために研修を行い、市の事業や諸団体の活動との連携のための窓口として相互協力体制を整えます。
- 地域子ども教室^(※)において、ボランティアの協力を得ておはなし会や読書講座などを積極的に取り入れるように努めます。

(※) 地域子ども教室…社会教育課において、地域コミュニティの再生・活発化を図り、地域や家庭の教育力の向上を推進することを目的として行っている事業。

第5章 推進のための啓発・広報

子どもの読書活動に対する理解と関心を深めるためには、子どもだけでなく、大人が読書の重要性を認識し、子どもたちに読書の大切さや楽しさを伝えていかなければなりません。保護者や市民への学習の機会を充実させ、関連する事業やイベントにおいては、積極的に啓発・広報活動に取り組みます。

(具体的な方策)

- 市立図書館では、子ども読書の日（4月23日）や秋の読書週間に啓発行事を行います。
- 広報かしはらやPTAの広報誌等において、子どもの読書に関する記事の掲載と市立図書館のPRに努めます。
- 市立図書館において啓発冊子を作成し、子どもの読書に関する情報の発信・提供に努めます。

第6章 推進体制

『檀原市子ども読書活動推進計画』を実施していくにあたっては、市立図書館を中心とした関係部署の実務担当者と、広く子どもに関わる活動を行う市民から成る「檀原市子ども読書活動推進会議（仮称）」を設置し、年毎に進捗状況を点検・評価しながら、より効果的な取組ができるような体制作りを行います。

《檀原市子ども読書活動推進イメージ図》

